

令和3年度第1回 印西市都市計画審議会報告事項
(仮称)印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業



印西地区環境整備事業組合

令和4年1月27日

印西地区環境整備事業組合の概要

【概 要】

名 称	印西地区環境整備事業組合 (設立年月日 昭和51年3月22日)
事務所の位置	印西市大塚一丁目1番地1
関係市町	印西市、白井市、栄町



市町名	人口
印西市	107,633人
白井市	62,726人
栄町	20,086人
計	190,445人
	(令和3年12月末日現在)

印西クリーンセンターの概要

【施設概要】

名 称	印西クリーンセンター (昭和61年4月稼働開始)
位 置	印西市大塚一丁目1番地1
面 積	約2.5ha
処理能力	焼却施設 300t/日 粗大ごみ破碎処理施設 50t/日

【印西クリーンセンターの現状】

- 稼働開始より35年が経過したが、大きなトラブルもなく安全・安定な操業を継続

次期中間処理施設計画の経緯①

【計画の経緯】

安全・安定な操業を継続してはいるものの

- ごみ質変化や施設の老朽化により処理能力が低下
- 基幹的設備の改良工事を平成28年度、平成29年度の2ヶ年で実施



ごみの適正処理を維持するために、次期中間処理施設整備事業を推進していく必要がある。

次期中間処理施設整備計画の経緯②

組合にて次期中間処理施設整備について建設候補地の検討を開始



組合管理者の附属機関「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」を設置



同委員会で公募を行い、6箇所の応募を受理（後に2箇所が応募取り下げ）



同委員会で現在地を含めた5箇所の候補地を比較検討（1次、2次、3次審査）



次期中間処理施設整備計画の経緯③

同委員会にて最も評価点が高かった印西市吉田地区を建設候補地として選定



組合と地元吉田区との基本協定、整備協定の締結



平成29年3月に印西市吉田字馬込546番他32筆(約2.4ha)を建設予定地として決定

(仮称)印西クリーンセンター一次期中間処理施設の概要①

【都市計画決定の概要】

名 称 (仮称) 印西クリーンセンター一次期中間処理施設
位 置 印西市吉田字馬込546番他32筆
面 積 約2.4ha ※平成30年度に用地買収済
稼働開始 令和10年度



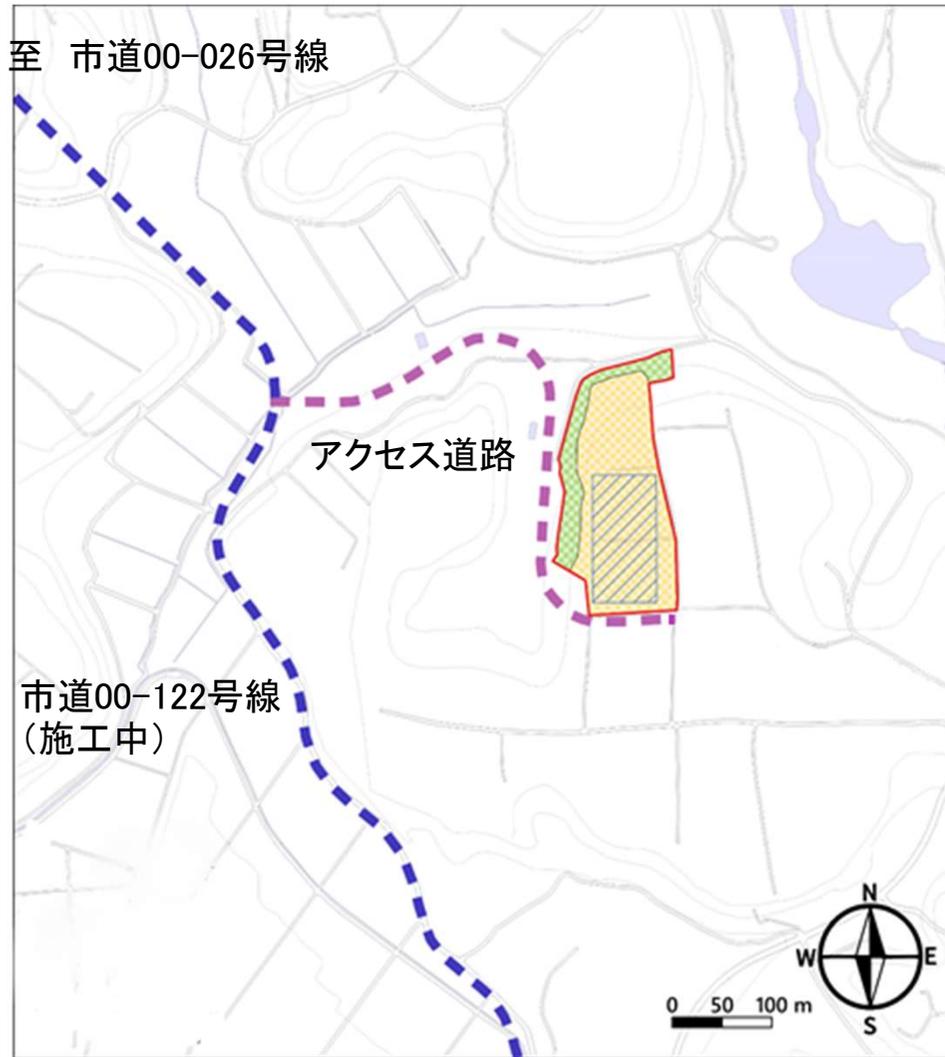
(仮称)印西クリーンセンター一次期中間処理施設の概要②

【都市計画決定を行う土地の基礎情報】

区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
建ぺい率／容積率	60％／200％
景観法・景観条例	景観計画区域：景観法に基づく通知対象
宅地造成規制法	規制区域外
農業振興地域	農用地区域外
農地法	対象区域(申請等行為は適用除外)
森林法	斜面部(約0.6ha)：地域森林計画対象民有林
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地を含む ※調査実施済
砂防三法	規制区域外
土砂災害防止法	規制区域外
災害ハザードエリア	区域外

(仮称)印西クリーンセンター一次期中間処理施設の概要③

【土地利用計画】



至 一般県道八千代宗像線

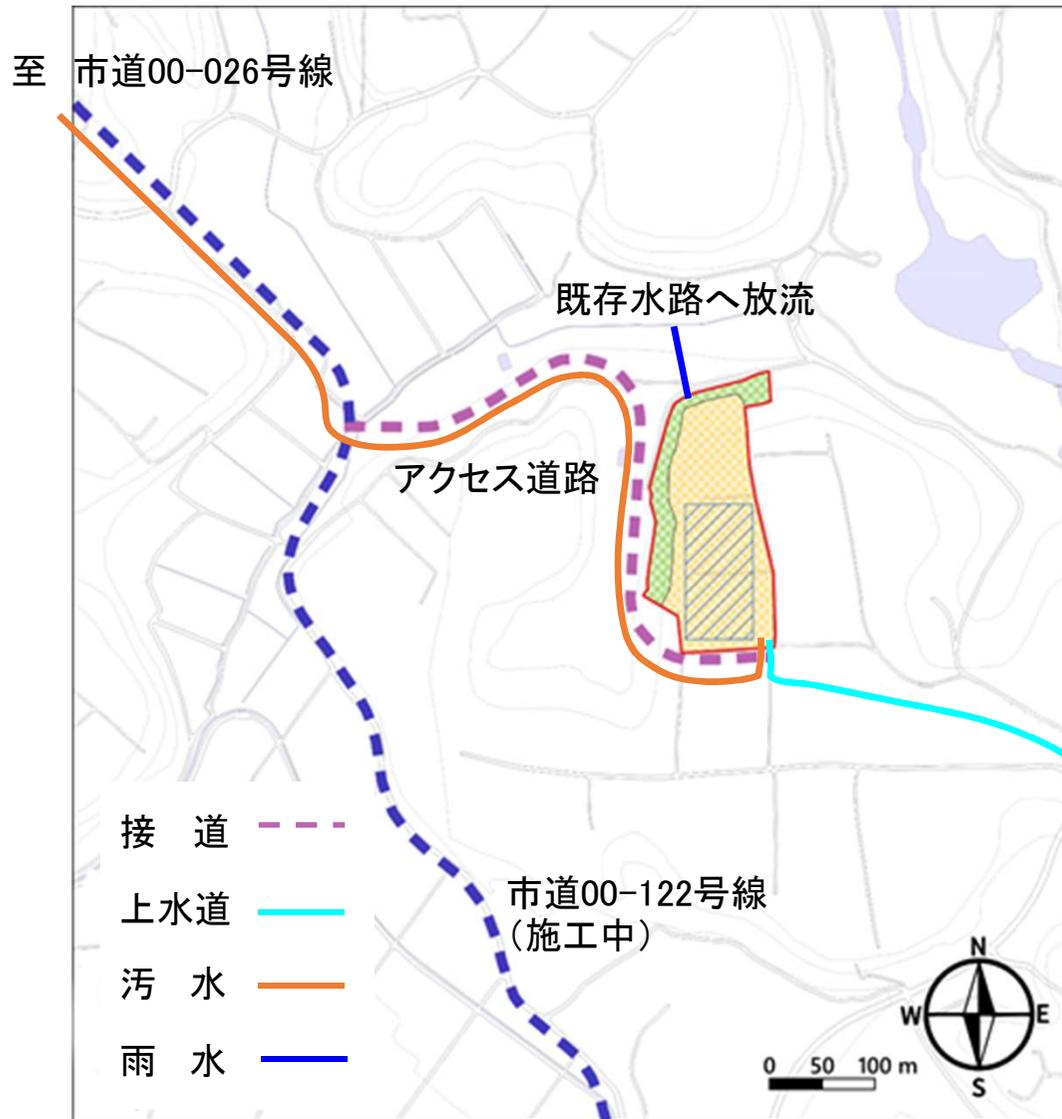
区分	面積	土地利用
平地	約18,000m ²	調整池 焼却施設 リサイクルセンター 管理施設 建替え用地
斜面	約6,000m ²	森林 及び緑地
合計	約24,000m ²	

※ 施設地盤を現況から5m切下げる。

※ 煙突高さは切下げ面から59mを
基本として検討中。

(仮称)印西クリーンセンター一次期中間処理施設の概要④

【インフラ計画】



至 一般県道八千代宗像線

- 接道
アクセス道路
- 上水道
市営水道より給水
- 汚水
公共下水道へ接続
- 雨水
敷地内雨水調整池より流量調整し、既存水路へ放流

(仮称)印西クリーンセンター一次期中間処理施設の概要⑤

【施設整備基本方針】

- (1) 地域住民等の理解と協力を確保する安全安心な施設整備
 - 吉田地区及び周辺の自然環境と調和した施設整備を図る。
 - 地域住民の理解と協力を確保し、安全・安心な恒久施設となり得る施設整備を図る。

- (2) 循環型社会形成と地域活性化の拠点となる施設整備
 - 循環型社会形成を目指すことと併せ、ごみの持つエネルギーを最大限に活用した地域へのエネルギー供給、雇用創出を図る。
 - 地域の特性や資源を活かし、地域活性化に寄与するほか、大規模災害時には避難・救護のための防災拠点の役割と災害廃棄物を迅速に処理する復興拠点としての役割を果たす施設として整備を図る。

- (3) 経済性と高度なシステムの両立を目指した施設整備
 - 効率かつ経済性を考慮した最新技術の導入を図る。
 - 施設整備から運営に至る全段階において経済性に配慮した検討を行い、最適な事業方式の選定を図る。

(仮称)印西クリーンセンター一次期中間処理施設の概要⑥

【施設概要】

施設	項目	内容
焼却施設	施設規模	156t／日(78t／日×2炉)
	方式	ストーカ方式
	対象ごみ	可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの破砕残さ
	稼働時間	1日24時間
リサイクルセンター	施設規模	10t／日
	対象ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ
	稼働時間	1日5時間

都市計画決定に向けた進捗状況①

【環境影響評価】

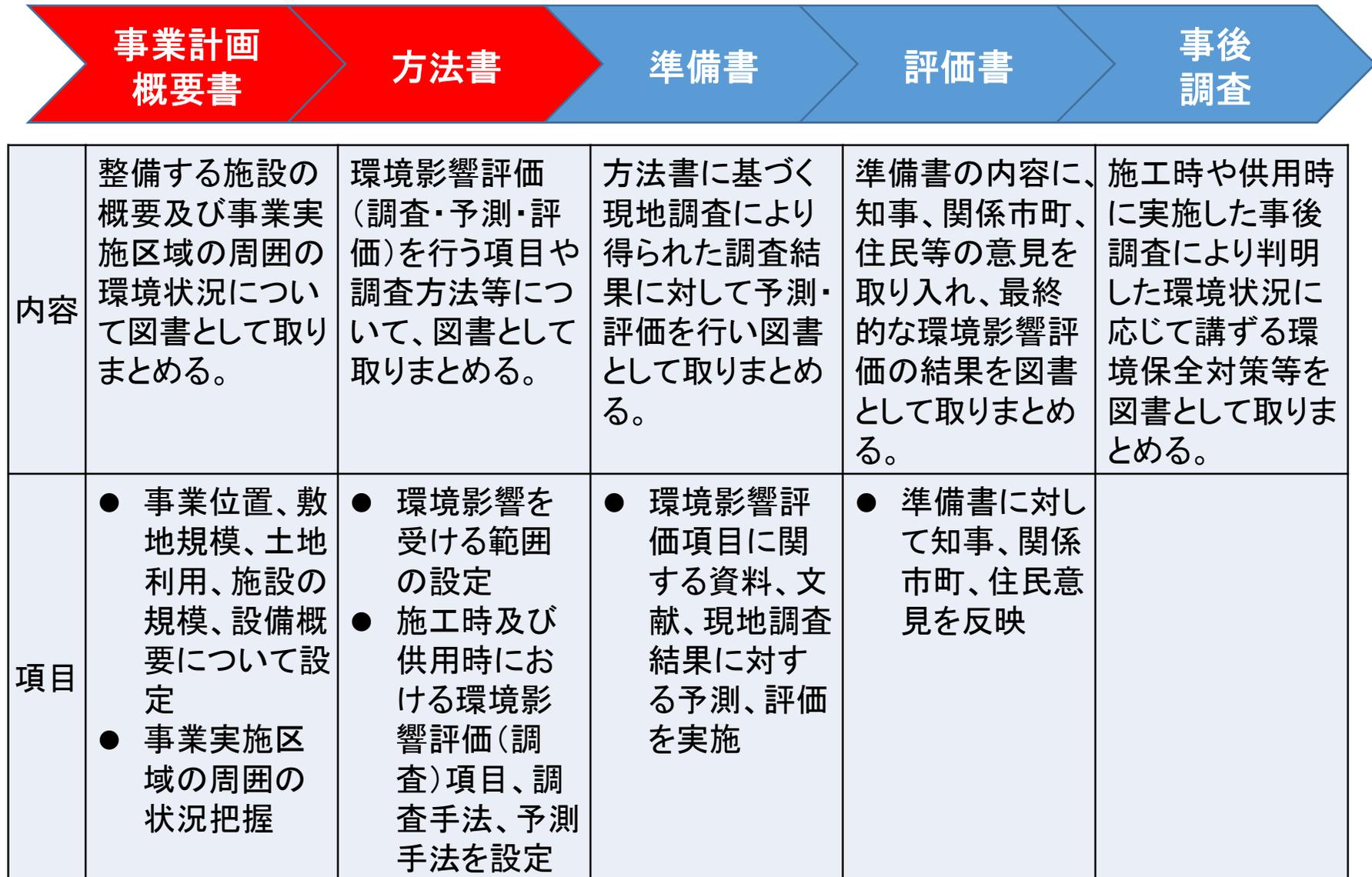
環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、あらかじめ必要な調査・予測・評価などを行うとともに、その結果を公表して住民や行政機関などの意見を聴き、それらを踏まえて事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うことを目的としたもの。

(仮称)次期中間処理施設について、施設整備基本計画において施設規模156t／日と設定していることから、千葉県環境影響評価条例(以下、県条例という。)に基づく環境影響評価手続きの対象となり、令和2年10月より着手している。

なお、本事業はごみ焼却場として都市計画決定を伴うものであり、千葉県環境影響評価条例第41条に基づき都市計画決定権者(印西市)において実施している。

都市計画決定に向けた進捗状況②

【環境影響評価手続きの流れ】



都市計画決定及び環境影響評価スケジュール

【都市計画決定手続き】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
都市計画の変更の案の概要			■		
都市計画の変更の案				■	
都市計画審議会					■
都市計画決定					■

【環境影響評価手続き】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
概要書	■				
方法書	■				
準備書			■		
評価書				■	
現地調査		■			
事後調査					■

同時
手続き

令和4年1月27日現在

これまでの環境影響評価における手続き

➤ 事業計画概要書手続き

縦覧 令和3年8月3日(火)～9月2日(木)まで
縦覧場所 県(環境政策課)、印西市(都市計画課)、
印西地区環境整備事業組合

➤ 方法書手続き

縦覧 令和3年9月3日(金)～10月4日(月)まで
縦覧場所 県(環境政策課)、印西市(都市計画課)、
佐倉市(生活環境課、志津コミュニティセンター)、
八千代市(環境保全課)、白井市(環境課)、
栄町(環境協働課)、印西地区環境整備事業組合

説明会 9月18日(土) 八千代市(やちよ農業交流センター)
9月19日(日) 印西市(文化ホール)
9月26日(日) 佐倉市(志津コミュニティセンター)

住民意見 10月19日(火)締切 意見書の提出なし

➤ 現地調査

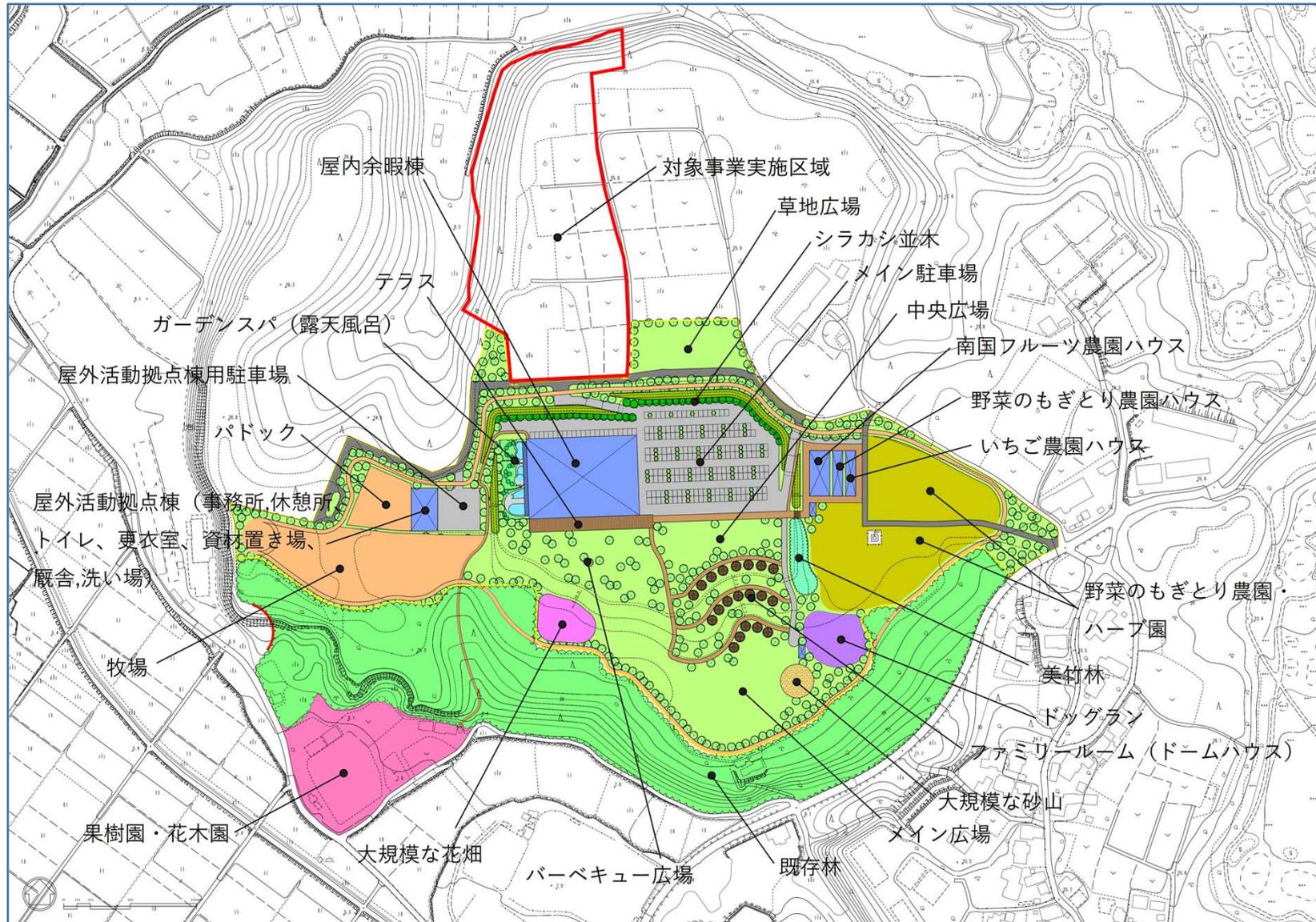
令和2年度から継続し令和4年9月末まで
大気質、動植物、水質、土壌、地下水等

これまでの千葉県環境影響評価委員会の手続き

- 千葉県環境影響評価委員会
 - ・事業者説明 令和3年9月17日(金)
施設の概要、環境影響評価方法書の内容について説明
 - ・論点整理 令和3年11月19日(金)
委員意見、関係市長意見、県担当課意見の取りまとめ
 - ・答申案整理 令和3年12月17日(金)
答申案に対する審議

- 知事意見の受領 令和4年1月17日(月)

次期中間処理施設からの余熱利用計画(案)



出典: 次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画 第1回変更
(令和2年3月)